第43回核燃料取扱主任者試験合格者

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号）第８条の６の規定に基づき、第43回核燃料取扱主任者試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

平成23年７月29日

経済産業大臣　海江田万里

受験番号	氏名	受験番号	氏名
22	竹内　知輝	87	北本　優介
27	長谷川　聡	88	木村　勇介
44	金沢　友博	89	柴田健太一
45	河野　瑞穂	90	下岡　正和
48	小林　秀和	91	末光洋一郎
52	酒井　智之	92	筒井　康二
53	佐川　直貴	94	豊嶋　好輝
65	田巻　紀彦	95	林　英人
79	山本　昌彦	96	林　誠人
84	遠藤　慎也	98	望月　貴司
85	太田　洋輔	100	吉田　啓吾
86	岡本　直道	101	綿引　俊介

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成23年７月29日

金融庁長官　三國谷勝範

所在地の変更のあった者

名称　三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社

変更後の所在地　東京都千代田区丸の内２丁目５番２号

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成23年７月29日

金融庁長官　三國谷勝範

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　ＳＶＩＣ　14号　新技術事業投資組合の業務執行組合員等である

名称　サムスンベンチャー投資株式会社

住所　大韓民国　ソウル市　瑞草區　瑞草２洞　1320―10　三星電子ビル29階

２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　KSJ　Roppongi　Hills　Investments　合同会社

住所　東京都千代田区霞が関三丁目２番６号東京倶楽部ビルディング11階

⑵　名称　株式会社シルバーアロー・モバイル

住所　東京都世田谷区太子堂４－１－１

⑶　名称　スターツコーポレーション株式会社

住所　東京都中央区日本橋三丁目４番10号

⑷　名称　チェルシーアセット特定目的会社

住所　東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

⑸　名称　クロスボーダー　キャピタル　（バミューダ）　リミティッド

住所　バミューダ国　ハミルトン市　リード通り　２番　郵便番号　HM11

⑹　名称　シーアイエムビー　バンク　ブルハド

住所　マレーシア　クアラルンプール　50350ジャラン・ラジャ・ラウ　メナラ・ブミプトラ・コマース　11号

３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成23年８月１日から平成25年７月31日まで

工場財団

福岡県久留米市通町８番地の16**三光株式会社**の工場財団に熊本県荒尾市増永2100番地３三光株式会社荒尾工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年７月29日

熊本地方法務局玉名支局

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成23年４月１日から平成23年６月30日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成23年７月29日　　財務大臣　野田　佳彦

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成23年４月１日から平成23年６月30日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	258,930	4,751	
24	パテントレザー等	2,082	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	70,237	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	1,031,823	1,074	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	96,305	0	
29	履物の一部品目	79,737	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	46,956	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	194,142	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	28,387	0	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成24年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社グローバルフロンティア

２．住所　東京都渋谷区本町４―41―12エフマンション602号室

３．代表者の氏名　代表取締役　奥村　龍昭

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2135号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年１月30日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年７月29日

関東財務局長　居戸　利明